

○ふじみ野市住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金交付要綱

令和5年3月17日

告示第82号

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用スマートエネルギーシステムを導入しようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、脱炭素社会の実現及び地球温暖化の防止並びに環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、ふじみ野市補助金等交付規則（平成17年ふじみ野市規則第50号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽電池を用いて太陽光エネルギーを直接的に電力に変換する設備で、住宅の屋根又は屋上への設置に適しているものをいう。
- (2) 強制循環型太陽熱利用システム 集熱器を用いて太陽熱エネルギーを給湯、空調等に利用する設備で、集熱器及び蓄熱槽が独立して設置され、動力を用いて水又は熱媒を強制循環させるものをいう。
- (3) 家庭用燃料電池システム（エネファーム） ガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、併せて発電時の排熱を給湯等に利用する設備をいう。
- (4) 定置型リチウムイオン蓄電池 太陽光発電システム等により発電した電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、必要に応じて蓄えた電気を活用することができる設備をいう。
- (5) V2H 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）から電力の取出し及び電気自動車等に充電をすることができる据置型の電気自動車等充放電設備をいう。
- (6) 住宅用スマートエネルギーシステム 第1号から前号までに定める設備をいう。
- (7) 住宅 市内の戸建て住宅（当該住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上である併用住宅を含む。）ただし、当該住宅又は敷地内に法令違反があるものを除く。
- (8) 建売住宅 住宅の供給事業者等が新築した住宅で、第4条に規定する補助対象機器があらかじめ備え付けられたものをいう。
- (9) 市税 ふじみ野市税条例（平成17年ふじみ野市条例第46号）第3条第1号から第3号までに掲げる税目、ふじみ野市都市計画税条例（平成17年ふじみ野市条例第48号）に定める都市計画税及びふじみ野市国民健康保険

税条例（平成17年ふじみ野市条例第49号）第1条に規定する国民健康保険税をいう。

(10) 世帯 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条に規定する世帯をいう。

(11) 転入予定者 第11条の規定による報告をする日の属する年度の末日までに市の住民基本台帳に記録される予定の者をいう。

（令6告示28・令6告示342・一部改正）

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、過去において同一又は同種の市の補助金の交付を受けたことがある者（その者と同一の世帯に属する者を含む。）及び既に設置されている住宅用スマートエネルギーシステムの全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設置しようとする者を除く。

(1) 自ら居住する既存の住宅若しくは新築する住宅に住宅用スマートエネルギーシステムを設置しようとする者又は建売住宅を取得しようとする者

(2) 市内に住所を有する者又は転入予定者

(3) 世帯全員が市税を滞納していない者

（令6告示342・一部改正）

（補助対象機器）

第4条 補助の対象となる住宅用スマートエネルギーシステム（以下「補助対象機器」という。）は、未使用のもので、別表の対象機器の欄に掲げる区分に応じ、同表の補助要件の欄に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象機器の導入及び設置に係る費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表の対象機器の欄に掲げる区分に応じ、同表の補助金額の欄に掲げる額とする。

（交付の申請）

第7条 既存の住宅又は新築する住宅への補助対象機器の導入及び設置に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助対象機器の導入及び設置に係る工事の着工前に、住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金交付申請書（既存・新築用）（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象機器の導入及び設置に係る費用の内訳が分かる見積書又は契約書の写し

(2) 補助対象機器の規格等を示すカタログ等の写し

(3) 補助対象機器を設置しようとする住宅の案内図

- (4) 補助対象機器の設置予定箇所が分かる図面
 - (5) 補助対象機器の設置予定箇所の現状が分かる着工前の写真
 - (6) 定置型リチウムイオン蓄電池に係る申請にあつては、太陽光発電システムが設置されていることが分かる写真又は設置予定であることを確認できる書類の写し（他の添付書類で確認できる場合を除く。）
 - (7) V2Hに係る申請であつて、電気自動車等を既に所有している場合は電気自動車等の所有者又は使用者であることを確認できる書類の写し及び当該電気自動車等の写真、V2Hの設置に併せて電気自動車等を導入する場合は電気自動車等を導入する事実を確認できる書類の写し
- 2 建売住宅に係る補助金の交付を受けようとする者は、対象の建売住宅の引渡し前に、住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金交付申請書（建売住宅用）（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。
- (1) 建売住宅に係る見積書又は契約書の写し
 - (2) 補助対象機器の規格等を示すカタログ等の写し
 - (3) 住宅の案内図
 - (4) 補助対象機器の設置箇所が分かる図面
 - (5) 定置型リチウムイオン蓄電池に係る申請にあつては、太陽光発電システムが設置されている又は設置予定であることを確認できる書類の写し（他の添付書類で確認できる場合を除く。）
 - (6) V2Hに係る申請であつて、電気自動車等を既に所有している場合は電気自動車等の所有者又は使用者であることを確認できる書類の写し及び当該電気自動車等の写真、建売住宅の取得と併せて電気自動車等を導入する場合は電気自動車等を導入する事実を確認できる書類の写し
- （令6告示342・一部改正）

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査の上、交付の可否を決定したときは、住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（変更又は中止の届出）

第9条 前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは、住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（変更の承認）

第10条 市長は、前条の規定による届出があつた場合は、その内容を審査の上、住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金変更承認通知書（様式第5

号)により届出者に通知するものとする。

(実績の報告)

第11条 交付決定者は、補助対象機器の設置及び導入が完了し、又は建売住宅を取得したときは、補助対象機器の導入及び設置が完了した日若しくは建売住宅の引渡しを受けた日(転入予定者においては、市の住民基本台帳に記録された日)から30日以内又は第7条の規定による申請を行った日の属する年度の翌年度の末日のいずれか早い日までに住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象機器の導入及び設置又は建売住宅の取得に係る費用の支払いを確認できる書類の写し(他の添付書類で確認できる場合を除く。)

(2) 補助対象機器が設置された箇所の写真

(3) 当該住宅に居住していることを確認できる書類

(4) 新築する住宅又は建売住宅にあつては、検査済証(建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項に規定する検査済証をいう。)の写し

(令6告示28・令6告示342・一部改正)

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査するとともに必要に応じて調査を行い、補助金の額を確定したときは、住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金確定通知書(様式第7号)により報告者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付後5年間は、市長の承認を受けないで、当該補助金の交付を受けて導入した補助対象機器を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 前条の規定による財産処分の制限に反して補助対象機器を処分したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が返還の必要があると認めたとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、住宅用スマートエネルギーシステムの

導入の補助に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(ふじみ野市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止)

2 ふじみ野市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成21年ふじみ野市告示第191号)は、廃止する。

附 則(令和6年告示第28号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年告示第342号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第4条、第6条関係)

対象機器	補助要件	補助金額
太陽光発電システム	1 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE—PV—FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたものであること 2 太陽電池の公称最大出力値の合計が1kW以上であること 3 全量売電ではないこと	太陽電池の公称最大出力値の合計(単位はkWとする。)に2万円を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。)とし、7万円を上限とする。
強制循環型太陽熱利用システム	一般財団法人ベターリビングによる優良住宅部品の認定を受けたものであること	3万円
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)により登録されているものであること	5万円
定置型リチウムイオン蓄電池	1 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する補助事業の補助対象機器として登録されているものであること 2 太陽光発電システムが既に設置されている又は同時に設置予定であること 3 公称蓄電容量が1kWh以上のものであること	蓄電池の公称蓄電容量(単位はkWhとする。)に2万円を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。)とし、7万円を上限とする。
V2H	1 一般社団法人次世代自動車振興	5万円

センターが実施する補助事業の補助対象となっているものであること

2 電気自動車等を既に所有している又は同時に購入予定であること

様式第1号（第7条関係）

住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金交付申請書（既存・新築用）

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金の交付を受けたいので、ふじみ野市住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり添付書類を添えて申請します。なお、申請に当たっては下記の事項に誓約・同意の上申請します。

記

交付申請額	金 円
補助対象機器の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム（最大出力の合計 k W）
	<input type="checkbox"/> 強制循環型太陽熱利用システム
	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
	<input type="checkbox"/> 定置型リチウムイオン蓄電池（蓄電容量 k W h）
	<input type="checkbox"/> V 2 H
住宅の区分	<input type="checkbox"/> 既存住宅 <input type="checkbox"/> 新築住宅
設置予定場所	ふじみ野市
設置予定日	着工 年 月 日 完了 年 月 日
施工業者	名称
	住所
誓約・同意事項	(1) 私は、スマートエネルギーシステム導入促進補助金の交付について審査をするために、市の職員が住民基本台帳情報及び税情報等の公簿を閲覧することに同意します。 (2) 私又は他の世帯員は、スマートエネルギーシステムの導入に係る同一又は同種の市の補助金の交付を受けたことはありません。
添付書類	<input type="checkbox"/> (1) 補助対象機器の導入及び設置に係る費用の内訳が分かる見積書又は契約書の写し <input type="checkbox"/> (2) 補助対象機器の規格等を示すカタログ等の写し <input type="checkbox"/> (3) 補助対象機器を設置しようとする住宅の案内図 <input type="checkbox"/> (4) 補助対象機器の設置予定箇所が分かる図面

- (5) 補助対象機器の設置予定箇所の現状が分かる着工前の写真
- (6) 定置型リチウムイオン蓄電池に係る申請にあっては、太陽光発電システムが設置されていることが分かる写真又は設置予定であることを確認できる書類の写し（他の添付書類で確認できる場合を除く。）
- (7) V2Hに係る申請であって、電気自動車等を既に所有している場合は電気自動車等の所有者であることを確認できる書類の写し、当該電気自動車等の写真、V2Hの設置に併せて電気自動車等を導入する場合は電気自動車等を導入する事実を確認できる書類の写し

様式第2号（第7条関係）

住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金交付申請書（建売住宅用）

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金の交付を受けたいので、ふじみ野市住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり添付書類を添えて申請します。なお、申請に当たっては下記の事項に誓約・同意の上申請します。

記

交付申請額	金 円
補助対象機器の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム（最大出力の合計 k W）
	<input type="checkbox"/> 強制循環型太陽熱利用システム
	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
	<input type="checkbox"/> 定置型リチウムイオン蓄電池（蓄電容量 k W h）
	<input type="checkbox"/> V 2 H
建売住宅の場所	ふじみ野市
建築（予定）日	着工 年 月 日 完了 年 月 日
引渡し予定日	年 月 日
販売業者	名称
	住所
誓約・同意事項	(1) 私は、スマートエネルギーシステム導入促進補助金の交付について審査をするために、市の職員が住民基本台帳情報及び税情報等の公簿を閲覧することに同意します。 (2) 私又は他の世帯員は、スマートエネルギーシステムの導入に係る同一又は同種の市の補助金の交付を受けたことはありません。
添付書類	<input type="checkbox"/> (1) 建売住宅に係る見積書又は契約書の写し <input type="checkbox"/> (2) 補助対象機器の規格等を示すカタログ等の写し <input type="checkbox"/> (3) 住宅の案内図 <input type="checkbox"/> (4) 補助対象機器の設置箇所が分かる図面 <input type="checkbox"/> (5) 定置型リチウムイオン蓄電池に係る申請にあつて

は、太陽光発電システムが設置されている又は設置予定であることを確認できる書類の写し（他の添付書類で確認できる場合を除く。）

(6) V 2 Hに係る申請であって、電気自動車等を既に所有している場合は電気自動車等の所有者であることを確認できる書類の写し、当該電気自動車等の写真、建売住宅の取得と併せて電気自動車等を導入する場合は電気自動車等を導入する事実を確認できる書類の写し

様式第3号（第8条関係）

住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金について、下記のとおり決定したので、住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 決定内容

- 補助金の交付を決定しました。
 補助金の不交付を決定しました。

2 交付決定額 金 円

3 交付決定額の内訳

太陽光発電システム（最大出力の合計	k W)	円
強制循環型太陽熱利用システム		円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）		円
定置型チウムイオン蓄電池（蓄電容量	k W h)	円
V 2 H		円

4 不交付の理由

5 補助金交付の条件

様式第4号（第9条関係）

住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金変更届出書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

届出者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金について、下記のとおり申請の内容を変更したので、ふじみ野市住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

変更前	変更後

様式第5号（第10条関係）

住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長

印

年 月 日付けで届出のあった住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金の変更については、承認します。

様式第6号（第11条関係）

住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金実績報告書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

報告者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金について、ふじみ野市住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり添付書類を添えて報告します。

記

導入費用	金 円
着工年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> (1) 補助対象機器の導入及び設置又は建売住宅の取得に係る費用の支払いを確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> (2) 補助対象機器が設置された箇所の写真 <input type="checkbox"/> (3) 当該住宅に居住していることを確認できる書類 <input type="checkbox"/> (4) 新築する住宅又は建売住宅にあつては、検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証をいう。）の写し

様式第7号（第12条関係）

住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金については、下記のとおり確定したのでふじみ野市住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第8号（第13条関係）

住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金交付請求書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

請求者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付確定のあった、住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金について、ふじみ野市住宅用スマートエネルギーシステム導入促進補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先金融機関口座

金融機関名		銀行 金庫 組合 農協		本店・支店 出張所 本所・支所
金融機関 コード		支店 コード		
口座種目	普通 ・ 当座			
口座番号				
口座名義	フリガナ			
	氏名			

※口座名義は、請求者本人のものに限る。

- 3 添付書類
振込先金融機関口座の通帳の写し

- 様式第1号（第7条関係）
（令6告示342・一部改正）
- 様式第2号（第7条関係）
（令6告示342・一部改正）
- 様式第3号（第8条関係）
- 様式第4号（第9条関係）
- 様式第5号（第10条関係）
- 様式第6号（第11条関係）
（令6告示342・一部改正）
- 様式第7号（第12条関係）
- 様式第8号（第13条関係）